

堺市・資源循環型廃棄物処理施設整備事業に係る
事後調査計画書
(施設の供用)

平成26年3月

株式会社 堺クリーンシステム

目 次

1. 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地.....	1
2. 事業の名称.....	1
3. 対象事業及び環境保全対策の実施予定.....	1
3-1. 事業の目的.....	1
3-2. 事業の実施内容.....	1
3-3. 環境保全対策の実施内容.....	5
4. 事後調査の方法.....	9
4-1. 調査項目等.....	9
4-2. 調査内容.....	9
5. 事後調査の結果の記載様式及び結果の検証.....	12
5-1. 大気質（施設の供用）.....	12
5-2. 悪臭（施設の供用）.....	16
5-3. 騒音・振動（施設の供用）.....	17
5-4. 廃棄物（施設の供用）.....	18
5-5. 安全（施設の供用）.....	18
5-6. 地球環境（施設の供用）.....	19

事後調査計画の変更について

平成 22 年 5 月提出の事後調査計画書 表 4-2 (2) に記載した施設の供用後の報告に必要なデータの内、大気質、硫黄酸化物等の常時監視局（三宝局）のデータ確定時期が、翌年度 4 月末頃となることから、4 月中の報告が困難である為、報告時期の見直しを行ったもの。

なお、本事業の工事は平成 25 年 3 月に竣工しており、工事の実施に係る事後調査は終了していることから、本計画書では、工事の実施に係る事後調査計画の内容は記載を省略している。

1. 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称： 株式会社 堺クリーンシステム

代表者の氏名： 代表取締役社長 米田 勝司

主たる事務所の所在地： 大阪府堺市堺区築港八幡町1番地70

2. 事業の名称

堺市・資源循環型廃棄物処理施設整備事業

3. 対象事業及び環境保全対策の実施予定

3-1. 事業の目的

本事業は、堺市内で排出される一般廃棄物（家庭ごみ、粗大ごみ、事業系ごみ、環境美化ごみ等）を安全、安定的、衛生的かつ経済的に処理し、処理過程で発生する溶融固化物及び金属類をできる限り資源化し、また、ごみの持つエネルギーを有効に活用できる資源循環型廃棄物処理施設を整備することを目的とし、循環型社会への貢献を目指すものである。

3-2. 事業の実施内容

(1) 事業の実施場所

堺市堺区築港八幡町1-70外であり、その位置は図3-1に示すとおりである。

(2) 事業の実施期間

着工：平成22年6月

竣工：平成25年3月

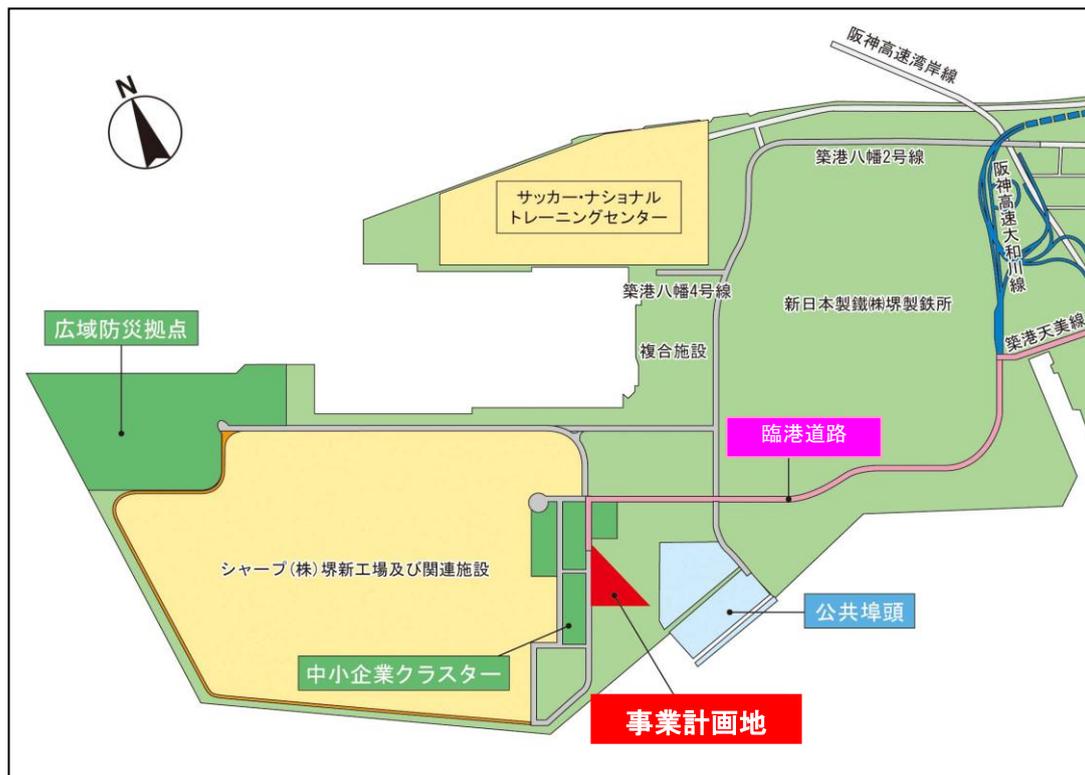
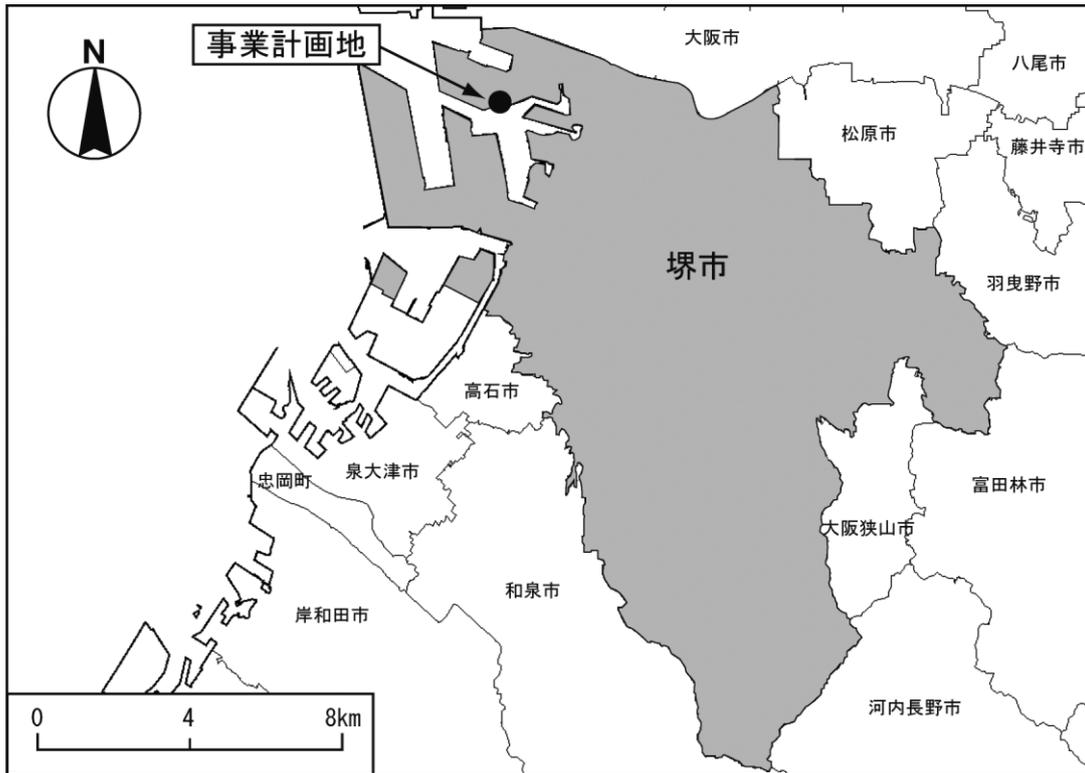


図 3-1 事業計画地の位置

(3) 施設計画

施設計画の概要は表 3-1 に示すとおりである。

表 3-1 施設計画の概要

事業計画地		堺市堺区築港八幡町 1-70 外		
敷地面積		30,000 m ²		
緑地計画		緑地面積 30%以上		
ごみ処理施設	処理対象物	一般廃棄物（生活ごみ・事業系ごみ・環境美化ごみ・粗大ごみ・動物の死体） （粗大ごみは、粗破碎機(3.2t/h)にて破碎後、ガス化溶融炉へ投入）		
	処理能力	450 t/日 (225t/日×2 炉)		
	処理方式	シャフト炉式ガス化溶融炉		
	余熱利用	形 式	廃熱ボイラ＋発電	
		定格出力	13,500 kW	
	稼働条件	稼働時間	24 時間運転	
		稼働日数	330 日/年	
	煙突条件	煙突高さ	80 m	
		頂部口径	1.3 m	
	排ガス温度	175 ℃		
	排ガス条件 (1 炉あたり)	湿りガス量	82,800 m ³ _N /h	
		乾きガス量	68,880 m ³ _N /h	
		酸素濃度	9.3 %	
		硫黄酸化物	20 ppm(酸素 12%換算値)	
		窒素酸化物	50 ppm(酸素 12%換算値)	
		ばいじん	20 mg/m ³ _N (酸素 12%換算値)	
		塩化水素	20 ppm(酸素 12%換算値)	
		水銀	0.05mg/m ³ _N (酸素 12%換算値)	
	年間排出量 (2 炉合計)	ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/m ³ _N (酸素 12%換算値)	
		硫黄酸化物	28,368 m ³ _N /年	
窒素酸化物		70,919 m ³ _N /年		
ばいじん		28,368 kg/年		
塩化水素		28,368 m ³ _N /年		
水銀		70,919 g/年		
	ダイオキシン類	142 mg-TEQ/年		

注) その他の施設としてガスエンジン発電機がある。

(4) 工事計画

工事工程表は表 3-2 に示すとおりであり、本事業の建設工事は平成 22 年 6 月着工、平成 25 年 3 月竣工とする概ね 3 ヶ年の計画通り実施された。

表 3-2 工事工程表

工事 \ 年度	H22	H23	H24	H25
基礎工事	←→			
建築工事		←→	→	
プラント工事		←→	→	
外構工事			←→	
試運転			←→	

3-3. 環境保全対策の実施内容

(1) 工事の実施に係る環境保全対策

工事の実施に係る環境保全対策の内容は、表 3-3 に示すとおりである。

表 3-3 工事の実施に係る環境保全対策の内容

環境項目	環境保全対策の内容
工事の実施	<p>【建設機械等排出ガス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事に当たっては、排出ガス対策型建設機械の使用に努める。 ・ 建設機械等の点検・整備を十分に行う。 ・ 工事中には粉じん飛散の防止のため、必要に応じて散水を行う。 <p>【工事用車両排出ガス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事用車両の退場時にタイヤ洗浄を行い、事業計画地周辺道路における粉じんの飛散防止に努める。 ・ 工事用車両は極力自動車専用道路（阪神高速）を利用し、生活道路の通行を最低限とするよう努める。 ・ 工事工程の調整により、工事用車両台数の平準化に努める。 ・ 工場製作による大型資材等の運搬について、海上輸送を積極的に取り入れ、工事用車両台数の削減に努める。 ・ 工事用車両の運行に際しては、急加速発進禁止、アイドリングストップなどエコドライブの指導を行う。
騒音 振動 安全 (交通)	<p>【工事用車両の走行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事用車両は極力自動車専用道路（阪神高速）を利用し、生活道路の通行を最低限とするよう努める。 ・ 工事用車両のエコドライブを徹底し、騒音・振動影響を可能な限り軽減するとともに、安全の確保に努める。 ・ 工事工程の調整により、工事用車両台数の平準化に努める。 ・ 工事用車両の走行に際しては、急加速発進禁止、アイドリングストップなどエコドライブの指導を行う。 ・ 工事用車両の運転手に対しては、入構時の安全教育を行う際にマナーの徹底を促す。
陸域 生態系	<p>【施設の建設工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事に当たっては、低騒音・低振動型建設機械の使用に努める。
廃棄物・ 発生土	<p>【施設の建設工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設工事で発生する廃棄物については、極力発生抑制ができる工法及び資材の選定を行う。また、施工段階においては資材の再利用に努めるとともに、最終的に発生する廃棄物については適正に処理・処分を行うよう、工事施工業者に対する指導を徹底する。 ・ 工事事務所から発生する廃棄物についても減量化に努めるよう、工事施工業者に対する指導を徹底する。 ・ 発生土は帯水層に接しないように埋め戻し、もしくは盛土の下土として利用し、事業計画地から搬出しない。 ・ 基礎工事に伴い発生する建設汚泥については、全量を遮断型処分場に搬出するか、あるいは、性状に応じて適正に処理する。
地球環境	<p>【施設の建設工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施工方法や建設機器の選定に関し、低公害・省エネに配慮するよう施工業者に要請する。

(2) 施設の存在及び供用に係る環境保全対策

施設の存在及び供用に係る環境保全対策の内容は、表 3-4 に示すとおりである。

表 3-4(1) 施設の存在及び供用に係る環境保全対策の内容

環境項目	環境保全対策の内容
施設の存在及び施設の供用	<p>大気質</p> <p>【施設の稼働、煙突排出ガス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 燃焼管理の徹底により、二次燃焼室での窒素酸化物及びダイオキシン類の発生抑制に努める。 ・ 以下の排ガス処理装置を導入するとともに、適切な維持管理を行い、大気汚染物質の排出を抑制する。 <p><u>ばいじん</u> 集じん器としてバグフィルタを採用し、高効率でばいじんを捕集・除去する。</p> <p><u>硫黄酸化物及び塩化水素</u> バグフィルタ入口煙道中に消石灰を噴霧して中和反応処理を行い、反応後の消石灰をばいじんとともに、バグフィルタで捕集・除去する。</p> <p><u>窒素酸化物</u> 煙道にアンモニア水を吹き込み、触媒反応塔で脱硝反応させ、窒素酸化物を分解する。</p> <p><u>ダイオキシン類</u> 二次燃焼室での燃焼管理により発生を抑制し、排ガスの急冷により再合成を防止する。また、触媒反応塔を設置し、ダイオキシン類を分解除去する。 ・ ガスエンジンについても触媒方式により脱硝を行う。 <p>【施設の稼働、収集車等排出ガス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 堺市は、収集車の走行ルート、走行台数、エコドライブ等の運行管理を徹底し、大気質への影響の軽減に努める。 ・ 施設関連車両の走行について、本施設周辺道路の交通量を勘案し、極力ピーク時を避けるように調整する。 ・ 堺市は、収集車の走行について、本施設周辺道路の交通量を勘案し、極力ピーク時を避けるように調整する。 ・ 堺市は、収集車について、低公害車の導入を推進する。 ・ 堺市は、一般廃棄物収集運搬業者に委託する際は車種規制適合車の導入を要請する。 ・ 堺市は、収集車について、道路形態を勘案し、積載効率を向上させることにより、走行台数の抑制に努める。 ・ 従業員の通勤については、路線バスの利用、乗合通勤、LRTの利用等により、車両走行台数の削減に努める。 ・ 収集車、通勤車の走行に際しては、急加速発進禁止、アイドリングストップなどエコドライブの指導を行う。 </p>

表 3-4(2) 施設の存在及び供用に係る環境保全対策の内容

環境項目	環境保全対策の内容
施設の存在及び施設の供用	<p>【収集車等の走行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 供用時の施設関連車両のアクセスについては、極力幹線道路を使用し、生活道路の通行を最低限とするよう努める。 ・ 堺市は、供用時の収集車については、極力幹線道路を使用し、生活道路の通行を最低限とするよう努める。 ・ 堺市は、収集車の走行ルート、走行台数、エコドライブ等の運行管理を徹底し、騒音・振動の影響を可能な限り軽減するとともに、安全の確保に努める。 ・ 施設関連車両の走行について、本施設周辺道路の交通量を勘案し、極力ピーク時を避けるよう調整する。 ・ 堺市は、収集車の走行について、本施設周辺道路の交通量を勘案し、極力ピーク時を避けるよう調整する。 ・ 堺市は、収集車の走行について、道路形態を勘案し、積載効率を向上させることにより、走行台数の抑制に努める。 ・ 収集車、通勤車の走行に際しては、急加速発進禁止、アイドリングストップなどエコドライブの指導を行う。 ・ 施設関連車両の運転手に対しては、入構時の安全教育を行う際にマナーの徹底を促す。
悪臭	<p>【施設の稼働】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工場棟は可能な限り密閉化するとともに、ごみ搬入車の出入りするプラットフォームの出入口にエアカーテンを設置し、搬入時以外は扉で外部と遮断する。 ・ ごみピット内は常に負圧に保ち、外部への悪臭の漏出を防ぐよう努める。 ・ ごみピット内の臭気を燃焼用空気として二次燃焼室内に吹き込み、850℃以上の高温で臭気を熱分解する。 ・ 定期点検等の全炉停止時には脱臭装置による脱臭を行う。
電波障害	<p>【施設の存在】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建屋を極力コンパクト化することで周辺への影響を低減する。電波障害が確認された場合は共同受信施設又は個別アンテナ施設の設置等による対応を行う。
陸域生態系	<p>【施設の存在】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 陸域生態系への影響を可能な限り低減するため、事業計画地の面積は3haと必要最小限に止める。 ・ 緑化対策として敷地面積の30%以上を緑地として確保する。 ・ 高木と中低木を混植した多層林及び草地を設置することにより、多様な生物の生息・生育空間となるよう配慮する。
景観	<p>【施設の存在】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 堺市景観条例（平成5年条例第7号）を遵守するとともに、堺市宅地開発等に関する指導基準及び堺市緑の工場ガイドラインに基づき、外周に緩衝帯を設け植樹を行う。 ・ 緑化対策として、敷地面積の30%以上を緑地として確保することにより、自然景観の保全に努める。 ・ 周辺景観とも調和の取れたデザインとなるよう配慮する。

表 3-4(3) 施設の存在及び供用に係る環境保全対策の内容

環境項目	環境保全対策の内容
施設の存在及び施設の供用	<p>【施設の稼働】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の維持管理に伴い発生する廃棄物や、管理棟から発生する廃棄物については、減量化に努め、適正に処理・処分を行う。 発生する飛灰は屋内でキレート処理した後、大阪湾広域臨海環境整備センターにて最終処分する計画である。 スラグ及びメタルは、全量を有効利用する。
	<p>【施設の稼働】</p> <ul style="list-style-type: none"> ごみの分別を一層徹底し、焼却量の削減に努める。 ごみ焼却により発生する余熱を積極的に活用し発電等を行う。施設内で消費する電力を発電分で賄うことに加え、余剰分を売電することで、電力会社での二酸化炭素発生抑制が行われる。 高温高压ボイラーの使用等、省資源・省エネに配慮した施設設計に努める。 コークス使用量の低減を図るため、以下の最新の技術を採用する。また、今後の技術開発の進展を出来る限り織り込み、コークスの使用量が最小限となる施設設計とし、コークス削減の管理手法については継続して取り組む。 <p><u>羽口の多段化技術</u> 羽口（ガス化熔融炉底部の燃焼空気吹込口）の設置位置を単段から多段化することにより、ごみの保有する熱量（燃焼熱）の利用効率の向上を図る。</p> <p><u>ダスト吹込技術</u> ガス化熔融炉後段の除じん器で熱分解ガス中の可燃性のダストを羽口に吹き込むことにより、コークス使用量を削減する。</p> <p><u>都市ガス吹込技術</u> 都市ガスを下段の羽口から吹き込むことで、ガス化熔融炉底部の熔融帯（1,700～1,800℃）の維持に必要なコークス使用量を削減する。</p>
安全 ・（高压ガス及び危険物等による火災・爆発）	<p>【施設の稼働】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本事業では、高压ガスとして窒素を貯蔵する計画であり、高压ガス保安法及び関連法令を遵守し、安全を確保する計画である。 消防法に基づく指定可燃物であるコークス、少量危険物である潤滑油、火気を取り扱うガス化熔融炉、二次燃焼室、ガスエンジンについて、関係法令等を遵守し、安全を確保する計画である。 火災爆発等に対して万全な安全対策を講じる。 緊急時の対応と組織体制を確立し、教育・訓練を徹底する。 熔融物の出湯・水砕については、水砕ピットにおいて水量の確保、水温管理によって熔融物の十分な冷却時間を確保することにより、安全性を確保する。

4. 事後調査の方法

4-1. 調査項目等

施設の供用に係る事後調査の対象となる項目等は、「堺市・資源循環型廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価書」（平成 21 年 11 月）に基づき、表 4-1 に示すとおりである。

表 4-1 調査項目等（施設の供用）

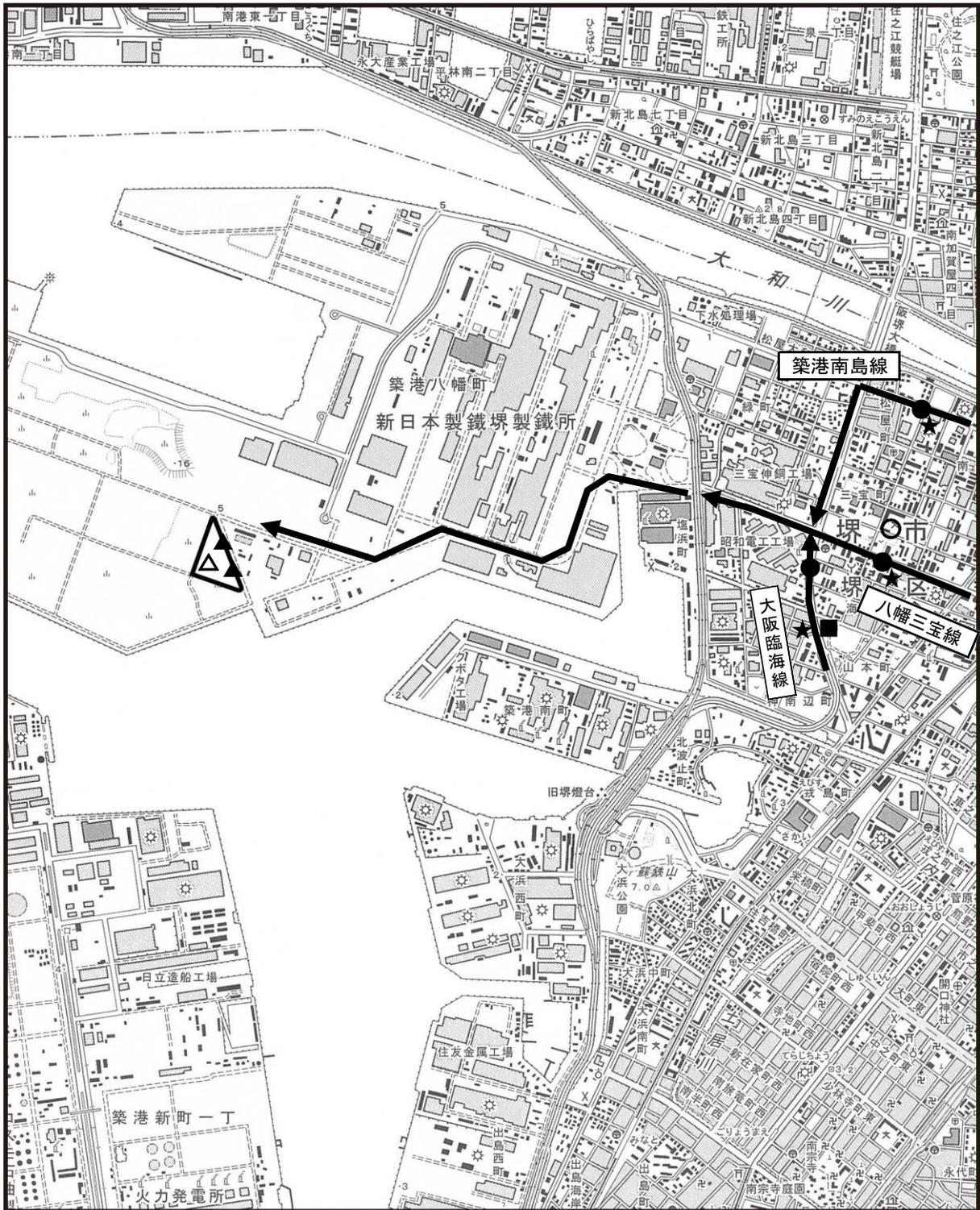
環境項目	調査項目	実施内容
大気質	ごみ処理施設煙突排ガス量、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素、ダイオキシン類、水銀	ごみ処理施設の煙道において定期的な排ガスサンプリングを実施する。
	硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類、水銀	一般環境の大気の状態を把握するため、1 地点で実施する。
	窒素酸化物、浮遊粒子状物質、ベンゼン、窒素酸化物（簡易法）	沿道環境の大気の状態を把握するため、沿道 1 地点及び道路沿道 3 地点で実施する。
悪臭	臭気指数	敷地境界 2 地点及びごみ処理施設の煙道において臭気指数の測定を行う。
騒音、振動、交通量	道路交通騒音、道路交通振動、交通量	収集車等の走行に伴う道路交通騒音・振動・交通量について道路沿道 3 地点で実施する。
廃棄物	種類、発生量	施設の稼働に伴い発生する種類ごとの発生量を把握する。
安全	収集車等の搬入台数	収集車等の搬入台数を把握する。
地球環境	燃料等の種類、使用量	施設の稼働に伴い発生する燃料等の種類ごとの使用量及び売電量を把握する。

4-2. 調査内容

施設の供用に係る事後調査の項目、調査地点、調査時期、並びに調査方法は表 4-2 に、主な調査地点は図 4-1 に示すとおりである。

表 4-2 事後調査の方法(施設の供用)

環境項目	調査項目	調査地点	調査時期	調査の方法	報告時期
大気質	ごみ処理施設 煙突排ガスの 排ガス量、硫黄 酸化物、窒素酸 化物、ばいじ ん、塩化水素、 ダイオキシン 類、水銀	ごみ処理 施設の煙 道	時期：供用開始後1年間 頻度： ばい煙の測定 年6回 (硫黄酸化物、窒素酸化物、 ばいじん、塩化水素) ダイオキシン類 年1回 水銀 年1回	サンプリング分析	調査翌年度 6月に提出
	硫黄酸化物、窒 素酸化物、浮遊 粒子状物質	事業計画 地周辺の 一般環境 (三宝小 学校)	時期：供用開始後1年間 頻度：1年間連続(1時間値)	堺市が測定してい る常時監視局(三 宝局)データの提 供を受ける。	調査翌年度 6月に提出
	塩化水素、水 銀、ダイオキシ ン類		時期：供用開始後1年間 頻度：四季、1週間(24時間 値)	環境大気サンプリ ング	調査翌年度 6月に提出
	窒素酸化物、浮 遊粒子状物質	大阪臨海 線	時期：供用開始後1年間 頻度：1年間連続(1時間値)	自動測定器及び環 境大気サンプリ ング	調査翌年度 6月に提出
	ベンゼン		時期：供用開始後1年間 頻度：四季1日(24時間値)		調査翌年度 6月に提出
	窒素酸化物	築港南島 線、八幡三 宝線及び 大阪臨海 線	時期：供用開始後1年間 頻度：四季1回(1週間値)	PTIO法	調査翌年度 6月に提出
悪臭	臭気指数	ごみ処理 施設の煙 道	時期：供用開始後1年間 頻度：夏季1回	「臭気指数及び臭 気排出強度の算定 の方法」(平成7年 環境庁告示第9号)	調査翌年度 6月に提出
		敷地境界2 地点	時期：供用開始後5年間 頻度：夏季1回		毎年度6月に 前年度報とし て報告
騒音 振動 交通量	道路交通騒音 道路交通振動 交通量	築港南島 線、八幡三 宝線及び 大阪臨海 線	時期：供用開始後1年間 頻度：平日1回 (24時間連続)	騒音：JIS Z8731 振動：JIS Z8735 交通量：カウント	調査翌年度 6月に提出
廃棄物	種類、発生量	工場内	時期：供用開始後1年間 頻度：1年間	廃棄物の処理実績 を集計	調査翌年度 6月に提出
安全	収集車等の搬 入台数	工場内	時期：供用開始後5年間 頻度：月毎	工場構内でカウ ント	毎年度6月に 前年度報とし て報告
地球 環境	燃料等の種類、 使用量	工場内	時期：供用開始後5年間 頻度：1年間	燃料等の使用量の 処理実績を集計	毎年度6月に 前年度報とし て報告



凡例

○ : 事業計画地

○ : 大気質 (一般環境大気測定局 (三宝局))

△ : 大気質、悪臭 (ごみ処理施設煙道)

▲ : 悪臭

■ : 大気質 (道路沿道)

★ : 窒素酸化物 (PTIO 法) (道路沿道)

● : 道路交通騒音・振動・交通量

—— 主な搬入経路

図 4-1 主な調査地点

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 2 万 5 千分 1 地形図を複製し、測量法第 29 条に基づく複製承認 (承認番号 平 20 近複、第 119 号) を転載したものである。



1 : 25,000



5. 事後調査の結果の記載様式及び結果の検証

事後調査の結果は、対象項目ごとに、あらかじめ定めた記載様式に記入し、その結果の検証は、対象事業の実施状況、評価の指針等を勘案して行うものとする。

該当事業が原因で環境保全上問題があると認められた場合には、適切な措置を講ずることとする。

なお、評価書に記載の環境保全対策及び市長意見等（準備審査書）に対する事業者の見解についての履行状況についても記載様式（別紙 1～2）に記入し、事後調査結果と併せて報告するものとする。

5-1. 大気質（施設の供用）

(1) 記載様式

大気質に係る事後調査の結果を取りまとめる際のデータの記載様式は、表 5-1 に示すとおりとする。なお、記載様式は、必要に応じて適宜見直しを行う。

表 5-1(1) 大気質に係る事後調査結果の記載様式例(煙道)

	項目		保証値 (O ₂ 12%換算値)	1回目	2回目	・・・	6回目
				年月日	年月日		年月日
1号炉	排ガス量	湿り (m ³ _N /h)	—				
		乾き (m ³ _N /h)	—				
	排ガス 濃度	硫黄酸化物	20ppm				
		窒素酸化物	50ppm				
		ばいじん	20mg/m ³ _N				
		塩化水素	20ppm				
		水銀	0.05mg/m ³ _N				
		ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/m ³ _N				
2号炉	排ガス量	湿り (m ³ _N /h)	—				
		乾き (m ³ _N /h)	—				
	排ガス 濃度	硫黄酸化物	20ppm				
		窒素酸化物	50ppm				
		ばいじん	20mg/m ³ _N				
		塩化水素	20ppm				
		水銀	0.05mg/m ³ _N				
		ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/m ³ _N				

注) 水銀は計画値である。

表 5-1 (2) 大気質に係る事後調査結果の記載様式例(一般環境：二酸化硫黄)

調査地点	調査時期	有効測定日数	測定時間数	平均値	1時間値の最高値	日平均値の最高値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		日平均値の年間2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無		環境基準の長期的評価による日平均値0.04ppmを超えた日数
							時間	%	日	%		有・無	日	
		日	時間	ppm	ppm	ppm	時間	%	日	%	ppm	有・無	日	
三宝小学校	月										X			
	・・・													
	全年													

表 5-1 (3) 大気質に係る事後調査結果の記載様式例(一般環境、沿道：二酸化窒素)

調査地点	調査時期	有効測定日数	測定時間数	平均値	1時間値の最高値	日平均値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数
							時間	%	時間	%	日	%	日	%		
		日	時間	ppm	ppm	ppm	時間	%	時間	%	日	%	日	%	ppm	日
三宝小学校	月													X		
	・・・															
	全年															
大阪臨海線 三宝公園	月													X		
	・・・															
	全年															

表 5-1 (4) 大気質に係る事後調査結果の記載様式例(一般環境、沿道：浮遊粒子状物質)

調査地点	調査時期	有効測定日数	測定時間数	平均値	1時間値の最高値	日平均値の最高値	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		日平均値の年間2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値0.10mg/m ³ を超えた日数
							時間	%	日	%			
三宝小学校	月												
	...												
	全年												
大阪臨海線 三宝公園	月												
	...												
	全年												

表 5-1 (5) 大気質に係る事後調査結果の記載様式例(一般環境：塩化水素等)

調査地点	調査時期	ダイオキシン類	塩化水素	水銀
		7日間値 (pg-TEQ/m ³)	期間平均値 (ppm)	期間平均値 (μg/m ³)
三宝小学校	春季			
	夏季			
	秋季			
	冬季			
	年間			
環境基準等		0.6(環境基準値)	0.02(目標管理濃度)	0.04(指針値)

表 5-1 (6) 大気質に係る事後調査結果の記載様式例(沿道環境：ベンゼン)

調査地点	調査時期	測定値 (μg/m ³)
大阪臨海線 三宝公園	春季	
	夏季	
	秋季	
	冬季	
	年間	
環境基準		3

表 5-1 (7) 大気質に係る事後調査結果の記載様式例(沿道環境、窒素酸化物)

調査地点	調査時期	7日間値								
		一酸化窒素 (ppm)			二酸化窒素 (ppm)			窒素酸化物 (ppm)		
		北側 または 東側	南側 または 西側	平均	北側 または 東側	南側 または 西側	平均	北側 または 東側	南側 または 西側	平均
築港南島線	春季									
	夏季									
	秋季									
	冬季									
	年間									
八幡三宝線	春季									
	夏季									
	秋季									
	冬季									
	年間									
大阪臨海線	春季									
	夏季									
	秋季									
	冬季									
	年間									

(2) 結果の検証

大気質に係る事後調査結果の検証は、対象事業の実施状況及び評価の指針を勘案して行う。

5-2. 悪臭（施設の供用）

(1) 記載様式

悪臭に係る事後調査の結果を取りまとめる際のデータの記載様式は、表 5-2 に示すとおりとする。なお、記載様式は、必要に応じて適宜見直しを行う。

表 5-2(1) 悪臭に係る事後調査結果の記載様式例（敷地境界）

調査地点	臭気指数 1号規制値	臭気指数	風向 (16方位)	風速 (m/s)	気温 (℃)	湿度 (%)	備考
敷地境界①	10						
敷地境界②	10						

表 5-2(2) 悪臭に係る事後調査結果の記載様式例（煙道）

調査地点	臭気指数 2号規制値	臭気指数	排ガス量 乾き (m ³ _N /h)	排ガス量 湿り (m ³ _N /h)	排ガス温度 (℃)	備考
煙道排ガス						

(2) 結果の検証

悪臭に係る事後調査結果の検証は、対象事業の実施状況及び評価の指針を勘案して行う。

5-3. 騒音・振動（施設の供用）

(1) 記載様式

騒音・振動に係る事後調査の結果を取りまとめる際のデータの記載様式は、表 5-3 に示すとおりとする。なお、記載様式は、必要に応じて適宜見直しを行う。

表 5-3(1) 騒音及び振動に係る事後調査結果の記載様式例（工事中）

調査地点	時間の区分	騒音レベル L_{Aeq} (dB)		振動レベル L_{10} (dB)		用途地域
		環境基準		要請限度		
八幡三宝線	昼間		65		65	第一種住居地域
大阪臨海線	昼間		70		70	準工業地域

表 5-3(2) 騒音及び振動に係る事後調査結果の記載様式例（供用時）

調査地点	時間の区分	騒音レベル L_{Aeq} (dB)		振動レベル L_{10} (dB)		用途地域
		環境基準		要請限度		
築港南島線	昼間		65		70	工業地域
	夜間		60		65	
八幡三宝線	昼間		65		65	第一種住居地域
	夜間		60		60	
大阪臨海線	昼間		70		70	準工業地域
	夜間		65		65	

表 5-3(3) 交通量に係る事後調査結果の記載様式例

時間帯	1時間交通量（台/時）				平均速度 (km/h)
	小型車	大型車	二輪車	合計	
0-1 時					
1-2 時					
.....					
23-24 時					
合計					

(2) 結果の検証

騒音・振動に係る事後調査結果の検証は、対象事業の実施状況及び評価の指針を勘案して行う。

5-4. 廃棄物（施設の供用）

（1）記載様式

廃棄物に係る事後調査の結果を取りまとめる際のデータの記載様式は、表 5-4 に示すとおりとする。なお、記載様式は、必要に応じて適宜見直しを行う。

表 5-4 廃棄物に係る事後調査結果の記載様式例

廃棄物の種類	事後調査結果（ 年 月～ 年 月の1年間）				
	発生量	減量化量	有効利用量	有効利用方法	最終処分量
合 計					

（2）結果の検証

廃棄物に係る事後調査結果の検証は、対象事業の実施状況及び評価の指針を勘案して行う。

5-5. 安全（施設の供用）

（1）記載様式

安全に係る事後調査の結果を取りまとめる際のデータの記載様式は、表 5-5 に示すとおりとする。なお、記載様式は、必要に応じて適宜見直しを行う。

表 5-5 安全に係る事後調査結果の記載様式例

年月	搬入台数	備考
合 計		

（2）結果の検証

安全に係る事後調査結果の検証は、対象事業の実施状況及び評価の指針を勘案して行う。

5-6. 地球環境（施設の供用）

（1）記載様式

地球環境に係る事後調査の結果を取りまとめる際のデータの記載様式は、表 5-6 に示すとおりとする。なお、記載様式は、必要に応じて適宜見直しを行う。

表 5-6 地球環境に係る事後調査結果の記載様式例

発生行為	燃料等の種類	温室効果 ガスの 種類	年 月～ 年 月の 1 年間	
			排出量	CO ₂ 排出量 (t-CO ₂ /年)
ごみ由来	ごみ	CH ₄ +N ₂ O	t	
	プラスチック及び 合成繊維	CO ₂	t	
燃料 の使用	コークス	CO ₂	t	
	石灰石	CO ₂	t	
	都市ガス	CO ₂	m ³	
	電気使用量	CO ₂	kWh	
熱の 有効利用	売電量	CO ₂	kWh	
合 計		CO ₂	—	

（2）結果の検証

地球環境に係る事後調査結果の検証は、対象事業の実施状況及び評価の指針を勘案して行う。

別紙1 環境保全対策の履行状況

環境影響評価書に記載の 環境保全対策の内容	履行状況

別紙2 市長意見等（準備審査書）に対する事業者の見解についての履行状況

市長意見等 （準備審査書）の内容	事業者の見解	履行状況